

○学校法人跡見学園評議員報酬規程

令和 7 年 4 月 1 日

学校法人跡見学園評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人跡見学園評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 評議員に対する退職慰労金については、別に定める。

(定義)

第 2 条 評議員の報酬とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益（評議員に対する退職慰労金を除く。）をいう。この評議員の報酬には、学校法人跡見学園給与規定及び学校法人跡見学園教職員退職金支給規程に基づくものを含まない。

2 教職員の身分を有する評議員には、この報酬は支給しない。

(報酬の支給)

第 3 条 評議員会の開催に応じ、会議に出席した教職員の身分を有する評議員以外の評議員に対し、報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 報酬の支給額は別表 1 のとおりとする。

2 報酬は交通費・日当を含むものとする。

3 1 日に複数回の評議員会が開催される場合、1 回以上の出席は 1 回の出席とみなして報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第 5 条 報酬は年度末に出席回数に応じて支給する。

2 評議員の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 評議員の報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 学校法人跡見学園は、この規程をもって、私立学校法 100 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から適用する。

2 この規程の施行に伴い、学校法人跡見学園評議員会手当支給規程は廃止する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日より前に評議員に就任し、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時以前に退任する評議員手当の支給は、なお従前のとおり学校法人跡見学園評議員会手当支給規程に基づいて支給する。

別表 1

対象	支給額	備考
卒業生、後援会役員、 学識経験者の各評議員	15,000円 (評議員会出席一回あたり支給額。なお一日に 複数回の会議開催ある場合、一回以上の出席は 一回の出席とみなすものとする。)	